

ふじみ野市手数料条例新旧対照表

改正案				現行																															
<p>(手数料の減免)</p> <p>第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を免除する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 官公署から請求又は申請があった場合(別表40の項から57の項までに規定する事務に係るものを除く。)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 別表40の項から57の項までに規定する事務に係る申請等があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該手数料を減額し、又は免除する。</p> <p>(1) 公益上必要があると認めた場合</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めた場合</p> <p>別表(第2条、第5条、第8条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>手数料を徴収する事務</th> <th>単位</th> <th>手数料の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付(広域交付を含む。)</td> <td>1通につき</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>戸籍電子証明書提供用識別符号</td> <td>戸籍電子証</td> <td>400円</td> </tr> </tbody> </table>				項	手数料を徴収する事務	単位	手数料の金額	(略)	(略)	(略)	(略)	8	戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付(広域交付を含む。)	1通につき	450円	9	戸籍電子証明書提供用識別符号	戸籍電子証	400円	<p>(手数料の減免)</p> <p>第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を免除する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 官公署から請求又は申請があった場合(別表38の項から55の項までに規定する事務に係るものを除く。)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 別表38の項から55の項までに規定する事務に係る申請等があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該手数料を減額し、又は免除する。</p> <p>(1) 公益上必要があると認めた場合</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めた場合</p> <p>別表(第2条、第5条、第8条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>手数料を徴収する事務</th> <th>単位</th> <th>手数料の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</td> <td>1通につき</td> <td>450円</td> </tr> </tbody> </table>				項	手数料を徴収する事務	単位	手数料の金額	(略)	(略)	(略)	(略)	8	戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき	450円
項	手数料を徴収する事務	単位	手数料の金額																																
(略)	(略)	(略)	(略)																																
8	戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付(広域交付を含む。)	1通につき	450円																																
9	戸籍電子証明書提供用識別符号	戸籍電子証	400円																																
項	手数料を徴収する事務	単位	手数料の金額																																
(略)	(略)	(略)	(略)																																
8	戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき	450円																																

	<u>の発行</u>	<u>明書提供用 識別符号1 件につき</u>					
10	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は <u>除籍証明書の交付(広域交付を含む。)</u>	1通につき	750円	9	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は <u>磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</u>	1通につき	750円
11	<u>除籍電子証明書提供用識別符号の発行</u>	<u>除籍電子証明書提供用 識別符号1 件につき</u>	700円				
12・ 13	(略)	(略)	(略)	10・ 11	(略)	(略)	(略)
14	戸籍の届出若しくは申請の受理の証明書の交付、 <u>戸籍法(昭和22年法律第224号)第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)</u> の書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の届書等情報の内容の証明書の交付	1通につき	350円	12	戸籍の届出若しくは申請の受理の証明書又は <u>戸籍法(昭和22年法律第224号)第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)</u> の書類に記載した事項の証明書の交付	1通につき	350円
15	(略)	(略)	(略)	13	(略)	(略)	(略)
16	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。) <u>の書類の閲覧又は同法第120条の6第1</u>	<u>書類又は届書等情報の内容を表示</u>	350円	14	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。) <u>の書類の閲覧</u>	<u>一の届出につき</u>	350円

	項の届書等情報の内容を表示したものの閲覧	したもの1件につき					
17～63	(略)	(略)	(略)	15～61	(略)	(略)	
64	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。)の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定等に関する審査</p> <p>(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第3項の確認書若しくは同条第4項の住宅性能評価書(いずれも長期優良住宅普及促進法第6条第1項に掲げる基準に適合しているものに限る。)又はこれらの写しを添付した認定審査のうち、一戸建ての住宅のもの</p>	1件につき	<p>新築の場合は8,000円、増築若しくは改築又は建築を伴わないもの場合は13,000円。ただし、長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けることの申出(以下「審査申出」という。)を併せて行う場合は、4</p>	62	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。)の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定等に関する審査</p> <p>(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「<u>住宅品質確保促進法</u>」という。)第6条の2第3項の確認書若しくは同条第4項の住宅性能評価書(いずれも長期優良住宅普及促進法第6条第1項に掲げる基準に適合しているものに限る。)又はこれらの写しを添付した認定審査のうち、一戸建ての住宅のもの</p>	1件につき	<p>新築の場合は8,000円、増築若しくは改築又は建築を伴わないもの場合は13,000円。ただし、長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けることの申出(以下「審査申出」という。)を併せて行う場合は、3</p>

		<p>0の項又は<u>41の項</u>の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>			<p>8の項又は<u>39の項</u>の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
<p>(2) 前号に規定する確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添付した認定審査のうち、共同住宅又は長屋(以下「共同住宅等」という。)の床面積の合計が500平方メートル以下のもの</p>	<p>1件につき</p>	<p>新築の場合は17,000円、増築若しくは改築又は建築を伴わないもの場合は25,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、<u>40の項</u>又は<u>41の項</u>の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>	<p>(2) 前号に規定する確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添付した認定審査のうち、共同住宅又は長屋(以下「共同住宅等」という。)の床面積の合計が500平方メートル以下のもの</p>	<p>1件につき</p>	<p>新築の場合は17,000円、増築若しくは改築又は建築を伴わないもの場合は25,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、<u>38の項</u>又は<u>39の項</u>の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
		<p>新築の場合は57,000円、増築若しくは改築又は建築を伴わないもの場合は85,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、<u>40の項</u>又は<u>41の項</u>の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>	<p>(3) 第1号に規定する確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付がない認定審査のうち、一戸建ての住宅のもの</p>	<p>1件につき</p>	<p>新築の場合は57,000円、増築若しくは改築又は建築を伴わないもの場合は85,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、<u>38の項</u>又は<u>39の項</u>の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>

<p>(4) 第1号に規定する確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付がない認定審査のうち、共同住宅等の床面積の合計が500平方メートル以下のもの</p>	1件につき	<p>新築の場合は127,000円、増築若しくは改築又は建築を伴わないもの場合は194,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、<u>40の項</u>又は<u>41の項</u>の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>	<p>(4) 第1号に規定する確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付がない認定審査のうち、共同住宅等の床面積の合計が500平方メートル以下のもの</p>	1件につき	<p>新築の場合は127,000円、増築若しくは改築又は建築を伴わないもの場合は194,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、<u>38の項</u>又は<u>39の項</u>の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
<p>(5) 長期優良住宅普及促進法第8条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画の変更に係る認定審査</p>	1件につき	<p>前各号の手数料の金額欄に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する額。ただし、審査申出を併せて行う場合は、<u>40の項</u>又は<u>41の項</u>の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>	<p>(5) 長期優良住宅普及促進法第8条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画の変更に係る認定審査</p>	1件につき	<p>前各号の手数料の金額欄に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する額。ただし、審査申出を併せて行う場合は、<u>38の項</u>又は<u>39の項</u>の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
<p>(6) 長期優良住宅普及促進法第9条第1項及び第3項の規定による譲受人の決定に係る長期優</p>	1件につき	2,200円	<p>(6) 長期優良住宅普及促進法第9条第1項及び第3項の規定による譲受人の決定に係る長期優</p>	1件につき	2,200円

	良住宅建築等計画の変更の認定審査 (7) 長期優良住宅普及促進法第10条の規定による地位の承継の承認審査	1件につき	2,200円		良住宅建築等計画の変更の認定審査 (7) 長期優良住宅普及促進法第10条の規定による地位の承継の承認審査	1件につき	2,200円
65	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定める書類が添付された場合に対する審査		次に掲げる額を合計した額(第4号及び第5号を除く。)	63	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定める書類が添付された場合に対する審査		次に掲げる額を合計した額(第4号及び第5号を除く。)
	(1) 一戸建ての住宅	1件につき	5,000円		(1) 一戸建ての住宅	1件につき	5,000円
	(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額				(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
	ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	11,000円		ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	11,000円
	イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	1件につき	23,000円		イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	1件につき	23,000円
	(3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げ				(3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げ		

	る区分に応じ、それぞれ次に定める額				る区分に応じ、それぞれ次に定める額		
	ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	11,000円		ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	11,000円
	イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	1件につき	19,000円		イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	1件につき	19,000円
	(4) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	1件につき	前3号の手数料の金額の欄に定める額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額		(4) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	1件につき	前3号の手数料の金額の欄に定める額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額
	(5) 前4号に掲げる審査で都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出を伴う申請に対する審査	1件につき	前4号の手数料の金額の欄に定める額に40の項の各号に規定する手数料の額を加算し、構造計算適合性判定を併せて行う場合は、41の項の各号に規定する手数料の額を更に加算した額		(5) 前4号に掲げる審査で都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出を伴う申請に対する審査	1件につき	前4号の手数料の金額の欄に定める額に38の項の各号に規定する手数料の額を更に加算した額
66	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請(前項以外のもの)に対する審査		次に掲げる額を合計した額(第5号及び第6号を除く。)	64	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請(前項以外のもの)に対する審査		次に掲げる額を合計した額(第5号及び第6号を除く。)

(1) 建築物エネルギー消費性能 基準等を定める省令(平成28年 経済産業省・国土交通省令第1 号)第10条第2号イ(1)及びロ (1)に定める基準に適合するも の ア 一戸建ての住宅について 次に掲げる区分に応じ、それ ぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの イ 住宅用途を含む建築物の 住宅部分について次に掲げ る区分に応じ、それぞれ次に 定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの (2) 建築物エネルギー消費性能 基準等を定める省令第10条第2 号イ(2)及びロ(2)に定める基	1件につき	40,000円
	1件につき	44,000円
	1件につき	80,000円
	1件につき	135,000円

(1) 建築物エネルギー消費性能 基準等を定める省令(平成28年 経済産業省・国土交通省令第1 号)第10条第2号イ(1)及びロ (1)に定める基準に適合するも の ア 一戸建ての住宅について 次に掲げる区分に応じ、それ ぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの イ 住宅用途を含む建築物の 住宅部分について次に掲げ る区分に応じ、それぞれ次に 定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの (2) 建築物エネルギー消費性能 基準等を定める省令第10条第2 号イ(2)及びロ(2)に定める基	1件につき	40,000円
	1件につき	44,000円
	1件につき	80,000円
	1件につき	135,000円



準に適合するもの		
ア 一戸建ての住宅について		
次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき	20,000円
(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの	1件につき	22,000円
イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	38,000円
(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	1件につき	66,000円
(3) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分(次号に掲げる場合を除く。)については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		

準に適合するもの		
ア 一戸建ての住宅について		
次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき	20,000円
(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの	1件につき	22,000円
イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	38,000円
(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	1件につき	66,000円
(3) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分(次号に掲げる場合を除く。)については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	267,000円
イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	1件につき	334,000円
(4) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	102,000円
イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	1件につき	130,000円
(5) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	1件につき	前各号の手数料の金額の欄に定める額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額
(6) 前各号に掲げる審査で都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出を伴う申請に対する審査	1件につき	前各号の手数料の金額の欄に定める額に <u>40</u> の項の各号に規定する手数料

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	267,000円
イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	1件につき	334,000円
(4) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	102,000円
イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	1件につき	130,000円
(5) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	1件につき	前各号の手数料の金額の欄に定める額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額
(6) 前各号に掲げる審査で都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出を伴う申請に対する審査	1件につき	前各号の手数料の金額の欄に定める額に <u>38</u> の項の各号に規定する手数料

		<p>の額を加算し、構造 計算適合性判定を 併せて行う場合は、 41の項の各号に規 定する手数料の額 を更に加算した額</p>		<p>の額を加算し、構造 計算適合性判定を 併せて行う場合は、 39の項の各号に規 定する手数料の額 を更に加算した額</p>
67	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定</p> <p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合</p>		65	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定</p> <p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合</p>

(ア) 床面積の合計(市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項及び70の項において同じ。)が300平方メートル未満のもの	1件につき	11,000円
(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	1件につき	19,000円
イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合	1件につき	アの手数料の金額欄に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の2分の1に相当する額
(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合(前号アに掲げる場合を除く。)		
ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの		
(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	267,000円
(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	1件につき	334,000円

(ア) 床面積の合計(市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項及び68の項において同じ。)が300平方メートル未満のもの	1件につき	11,000円
(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	1件につき	19,000円
イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合	1件につき	アの手数料の金額欄に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の2分の1に相当する額
(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合(前号アに掲げる場合を除く。)		
ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの		
(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	267,000円
(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	1件につき	334,000円

	<p>方メートル以上500平方メートル以内のもの</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p> <p>(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合(第1号イに掲げる場合を除く。)</p>	1件につき	102,000円		<p>方メートル以上500平方メートル以内のもの</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p> <p>(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合(第1号イに掲げる場合を除く。)</p>	1件につき	102,000円		
		1件につき	130,000円			1件につき	130,000円		
		1件につき	前号の手数料の金額欄に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の2分の1に相当する額			1件につき	前号の手数料の金額欄に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の2分の1に相当する額		
68	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長</p>		次に掲げる額を合計した額		66	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長</p>		次に掲げる額を合計した額	

が別に定める書類が提出された場合

ア 一戸建ての住宅

一の建築物につき  
5,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共用部分の床面積を除く。

(イ)、次号イ並びに次項第1号イ、第2号イ及び第3号イにおいて同じ。)の合計が300平方メートル未満のもの

(イ) 床面積の合計が300平

一の建築物につき  
11,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

一の建築物 23,000円。ただし、

が別に定める書類が提出された場合

ア 一戸建ての住宅

一の建築物につき  
5,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共用部分の床面積を除く。

(イ)、次号イ並びに67の項第1号イ、第2号イ及び第3号イにおいて同じ。)の合計が300平方メートル未満のもの

(イ) 床面積の合計が300平

一の建築物につき  
11,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

一の建築物 23,000円。ただし、

方メートル以上500平方メートル以内のもの	につき	審査申出を併せて行う場合は、 <u>40の項</u> 又は <u>41の項</u> の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	一の建築物につき	11,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、 <u>40の項</u> 又は <u>41の項</u> の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	一の建築物につき	19,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、 <u>40の項</u> 又は <u>41の項</u> の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
(2) 前号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基		

方メートル以上500平方メートル以内のもの	につき	審査申出を併せて行う場合は、 <u>38の項</u> 又は <u>39の項</u> の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	一の建築物につき	11,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、 <u>38の項</u> 又は <u>39の項</u> の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	一の建築物につき	19,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、 <u>38の項</u> 又は <u>39の項</u> の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
(2) 前号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基		

準等を定める省令第10条第2号  
イ(1)及びロ(1)に定める基準  
に適合するもの

ア 一戸建ての住宅について  
次に掲げる区分に応じ、それ  
ぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平  
方メートル未満のもの

一の建築物  
につき  
40,000円。ただし、  
審査申出を併せて  
行う場合は、40の項  
又は41の項の各号  
に規定する手数料  
の額を加算した額  
とする。

(イ) 床面積の合計が200平  
方メートル以上500平方メ  
ートル以内のもの

一の建築物  
につき  
44,000円。ただし、  
審査申出を併せて  
行う場合は、40の項  
又は41の項の各号  
に規定する手数料  
の額を加算した額  
とする。

イ 住宅用途を含む建築物の  
住宅部分について次に掲げ  
る区分に応じ、それぞれ次に  
定める額

(ア) 床面積の合計が300平  
方メートル未満のもの

一の建築物  
につき  
80,000円。ただし、  
審査申出を併せて

準等を定める省令第10条第2号  
イ(1)及びロ(1)に定める基準  
に適合するもの

ア 一戸建ての住宅について  
次に掲げる区分に応じ、それ  
ぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平  
方メートル未満のもの

一の建築物  
につき  
40,000円。ただし、  
審査申出を併せて  
行う場合は、38の項  
又は39の項の各号  
に規定する手数料  
の額を加算した額  
とする。

(イ) 床面積の合計が200平  
方メートル以上500平方メ  
ートル以内のもの

一の建築物  
につき  
44,000円。ただし、  
審査申出を併せて  
行う場合は、38の項  
又は39の項の各号  
に規定する手数料  
の額を加算した額  
とする。

イ 住宅用途を含む建築物の  
住宅部分について次に掲げ  
る区分に応じ、それぞれ次に  
定める額

(ア) 床面積の合計が300平  
方メートル未満のもの

一の建築物  
につき  
80,000円。ただし、  
審査申出を併せて



<p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	<p>一の建築物につき</p>	<p>行う場合は、<u>40の項</u>又は<u>41の項</u>の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。 135,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、<u>40の項</u>又は<u>41の項</u>の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>	<p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	<p>一の建築物につき</p>	<p>行う場合は、<u>38の項</u>又は<u>39の項</u>の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。 135,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、<u>38の項</u>又は<u>39の項</u>の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
<p>(3) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの ア 一戸建ての住宅について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>			<p>(3) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの ア 一戸建ての住宅について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>		
<p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p>	<p>一の建築物につき</p>	<p>20,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、<u>40の項</u>又は<u>41の項</u>の各号に規定する手数料の額を加算した額</p>	<p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p>	<p>一の建築物につき</p>	<p>20,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、<u>38の項</u>又は<u>39の項</u>の各号に規定する手数料の額を加算した額</p>

<p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	<p>一の建築物につき</p>	<p>とする。 22,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、<u>40の項</u>又は<u>41の項</u>の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
<p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>		
<p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>一の建築物につき</p>	<p>38,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、<u>40の項</u>又は<u>41の項</u>の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
<p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	<p>一の建築物につき</p>	<p>66,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、<u>40の項</u>又は<u>41の項</u>の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>

<p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	<p>一の建築物につき</p>	<p>とする。 22,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、<u>38の項</u>又は<u>39の項</u>の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
<p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>		
<p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>一の建築物につき</p>	<p>38,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、<u>38の項</u>又は<u>39の項</u>の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
<p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	<p>一の建築物につき</p>	<p>66,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、<u>38の項</u>又は<u>39の項</u>の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>

(4) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

一の建築物につき

267,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの

一の建築物につき

334,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

(5) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準

(4) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

一の建築物につき

267,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの

一の建築物につき

334,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

(5) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準

に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

一の建築物につき

102,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの

一の建築物につき

130,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

(6) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査

一の建築物につき

前各号の手数料の金額欄に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する額。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項

に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

一の建築物につき

102,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの

一の建築物につき

130,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

(6) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査

一の建築物につき

前各号の手数料の金額欄に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する額。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項

	(7) 前号に掲げる場合で新たに他の建築物が追加された場合	一の建築物につき	又は <u>41の項</u> の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。 第1号から第5号までに掲げる手数料の額。ただし、審査申出を併せて行う場合は、 <u>40の項</u> 又は <u>41の項</u> の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。		(7) 前号に掲げる場合で新たに他の建築物が追加された場合	一の建築物につき	又は <u>39の項</u> の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。 第1号から第5号までに掲げる手数料の額。ただし、審査申出を併せて行う場合は、 <u>38の項</u> 又は <u>39の項</u> の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
<u>69</u> ・ <u>70</u>	(略)	(略)	(略)	<u>67</u> ・ <u>68</u>	(略)	(略)	(略)